

前橋市監査委員公表第 17 号

前橋市教育委員会教育長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 8 日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	鈴	木	俊
同	金	井	清

第2回工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和6年7月26日～11月18日

措置通知書提出日 令和6年12月12日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：教育施設課】 1 施工管理について（要望事項） (1) 総合仮設計画図について 新田小学校エレベーター棟増築工事における総合仮設計画図について、現場事務所に掲示されていたが、工事関係者及び作業員にとって出入口ゲートの種別、仮囲い、安全通路、作業通路、仮設電気、仮設給排水等が、容易に判別しづらいものとなっていた。 総合仮設計画図は、カラーで色分けして分かりやすく作成するとともに、現場内の見やすい場所に掲示することで工事の安全性が向上するよう検討されたい。	監査結果に基づき、総合仮設計画図はカラー表示し、加えて拡大図を作成し、安全通路・作業通路と工事車両・搬入エリアを色分けすることで、工事関係者及び作業員が容易に判別できるようした。 さらに、作業エリアの一番見やすい場所に掲示し、視認性を上げ、工事関係者及び作業員に周知することで、工事の安全性が向上するようした。